

議案第 25 号

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部改正について

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例（平成 18 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関する業務第 11 条を次のように改める。

（保育室を利用することができる者）

第 11 条 保育室を利用することができる者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第 4 条第 1 号に規定する業務 次のいずれかに該当する者

ア 法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定に係る障害児

イ 法第 21 条の 6 の規定による措置を受けた障害児

(2) 第 4 条第 2 号に規定する業務 法第 24 条の 2 第 6 第 1 項に規定す

る障害児相談支援対象保護者

第13条第1項を次のように改める。

保育室を利用することができる時間は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 第4条第1号に規定する業務 学校の放課後から午後5時30分まで

(2) 第4条第2号に規定する業務 午前10時から午後5時30分まで

第15条（見出しを含む。）中「指導員」の次に「及び相談支援専門員」を加える。

第19条中「保育室」を「第4条第1号に規定する業務について保育室」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。